



監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年2月12日に実施した定期
(学校) 監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年3月4日

新ひだか町監査委員 後 藤 和 之
新ひだか町監査委員 志 田 力



(別紙)

第1 監査の概要

1 監査の対象校

高静小学校、静内第三中学校

2 監査実施日

令和7年2月12日

3 監査の実施方法

令和6年度に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について、教育委員会管理課から提出された監査資料に基づき、帳簿、関係書類等の提出を求め、関係職員より説明聴取等を実施した。

第2 監査の結果

対象小中学校における財務に関する事務の執行等について、監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、次のとおり検討を要する事項が見受けられたので、意見を述べる。

第3 監査意見

1 備品の管理について

各種備品はそれぞれ適切な場所に保管・設置されていた。備品廃棄手続きにおける書類の作成においては、廃棄備品の写真も添付されるとわかりやすいので、管理課主導のもと、全学校で統一を図られたい。

2 理科薬品の管理状況について

薬品受払簿については概ね適切に管理されているが、使用の都度記入するよう、再度徹底されたい。

3 郵券の管理状況について

切手受払簿等の管理は適切に行われていた。今後も毎月、現有数と受払簿の照合確認を実施し、現金同等物として適切に処理されたい。

4 新ひだか町中学校大会等参加助成金交付要綱について

日頃の練習の成果を発揮し、各大会へ出場された際の宿泊費助成につい

て、遠方にも関わらず午後10時までに帰町できるのであれば宿泊を認めていないが、当日100パーセントのキャンセル料がかかるのであれば認めてもよいのではないかと考える。今後、部活動の地域クラブ移行化を進めるにあたり、再考願いたい。

5 教育費の予算について

教育環境をより快適なものへ推進できるよう、各学校と行政が密な連携を図られ、限られた予算を子どもたちへ有効かつ効率よく執行されるよう配慮されたい。